

第 2 回小田原市市民活動推進委員会

中間支援組織について

小田原市市民活動推進委員会
委員長 前田成東

1. はじめに（小田原市における中間支援組織）
 - ・「おだわら市民活動サポートセンター」（サポセン）
市民会館の 4 階
小田原市の施設を市民活動団体（市民活動を支える会）が指定管理者として運営
 - ・「お城通り地区再開発」にともない場所の移転とともに機能の再検討

2. 「中間支援組織」への注目
 - ・法令上の用語ではない「中間支援組織」
国の法令検索、神奈川県、小田原市の例規集の検索でもヒットせず
内閣府の調査研究における定義：「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会と NPO の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と NPO の仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」
 - ・ボランティアから市民活動へ
1998 年に施行された NPO 法（特定非営利活動促進法）による NPO 法人の誕生
* 2013 年 6 月 30 日現在、47,833 法人が認証
 - ・指定管理者制度の誕生
2003 年の地方自治法改正による、管理委託制度からの転換
* 民間企業だけでなく NPO も指定管理者に

3. 「組織」の議論と「場」の議論
 - ・「組織」の議論：どのような組織が担うのか
公設公営、公設民営、民設民営…
「運営委員会」方式
 - ・「場」の議論：どのような機能を考えるか
施設の管理
多様な主体の交流（NPO と NPO、NPO と市民、NPO と地域活動団体、NPO と企業、NPO と行政…）
情報の集約・管理・発信、多様な行事の主催・共催、NPO の支援、調査研究…

4. 中間支援組織の「小田原モデル」構築に向けて